



宮 崎 県 公 報

令和4年1月31日(月曜日) 第 276 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1
- 宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第7条、第11条及び第15条の規定に基づき知事が定める数…………… (国民健康保険課) 1
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6

頁

- 項の規定に基づき知事が定める数…………… (国民健康保険課) 1
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1
- 道路の供用の開始(3件)…………… (“) 2
- 港湾法に基づく監督処分…………… (港湾課) 2
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の指定…………… (会計課) 2

公 告

- 土地改良区の清算人の就任の届出…………… (農村整備課) 2
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (“) 3
- 基本測量の実施の通知…………… (管理課) 3
- 公共測量の終了の通知…………… (“) 3
- 落札者等の公告(2件)…………… 3

告 示

宮崎県告示第74号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年1月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションえん	日向市大字日知屋古田町12番地2	令和3年11月24日

宮崎県告示第75号

宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例(平成29年宮崎県条例第38号)第7条、第11条及び第15条の規定に基づき、知事が定める数を次のように定め、令和4年度分の国民健康保険事業費納付金から適用する。

なお、宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第7条、第11条及び第15条の規定に基づき知事が定める数(令和3年宮崎県告示第79号)は、令和4年3月31日限り、廃止する。

令和4年1月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例(以下「条例」という。)第7条の知事が定める数は、0.7802373500438とする。
- 2 条例第11条の知事が定める数は、0.7892079603245とする。
- 3 条例第15条の知事が定める数は、0.8590203599638とする。

宮崎県告示第76号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき、知事が定める数を次のように定め、令和4年度分の国民健康保険事業費納付金から適用する。

なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき知事が定める数(令和3年宮崎県告示第80号)は、令和4年3月31日限り、廃止する。

令和4年1月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(以下「算定政令」という。)第9条第8項の知事が定める数は、0.9475852508931とする。
- 2 算定政令第10条第6項の知事が定める数は、0.999999982362とする。
- 3 算定政令第11条第6項の知事が定める数は、0.999999947172とする。

宮崎県告示第77号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年1月31日から同年2月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年1月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
359	県道	赤谷橋山線	宮崎市高岡町浦之名字浜鈴3972番	旧	7.4~8.9	27.7

			4 地先から 同市同町浦 之名同字39 71番10地先 まで	新	8.4～ 11.1	27.7
--	--	--	--	---	--------------	------

宮崎県告示第78号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 1 月 31 日から同年 2 月 14 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	447号	えびの市大 字内堅大河 平国有林30 02林班つ小 班から同市 同大字字大 河平 946番 3 地先まで	令和 4 年 1 月 31 日

宮崎県告示第79号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 1 月 31 日から同年 2 月 14 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延 岡線	延岡市大野 町 794番3 地先から同 市同町 785 番 1 地先ま で	令和 4 年 1 月 31 日

宮崎県告示第80号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 4 年 1 月 31 日から同年 2 月 14 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
359	県道	赤谷橋 山線	宮崎市高岡 町浦之名字 浜鈴3972番 4 地先から 同市同町浦 之名同字39 71番10地先 まで	令和 4 年 1 月 31 日

宮崎県告示第81号

港湾法（昭和25年法律第 218号。以下「法」という。）第37条の 11第 1 項の規定に違反して次の物件を放置等した者は、令和 4 年 2 月 13 日までに当該物件を撤去しなければならない。

なお、同日までに当該措置を行わないときは、法第56条の 4 第 2 項の規定により、港湾管理者の命じた者又は委任した者が当該措置を行う。

令和 4 年 1 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

種類	内 容	放置等されている場所
船舶	船舶の種類：無動力船 長さ：約 4 m 幅：約 1 m 色：白色 船体素材：FRP	日向市大字細島字伊勢 町1020番 4 地先（防波 堤）

宮崎県告示第82号

宮崎県収入証紙条例（昭和39年宮崎県条例第34号）第 5 条第 1 項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

令和 4 年 1 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

売りさばき人の氏名	売りさばきをする場所	指定年月日
有限会社日高スター	宮崎市橋通東 1 丁目 9 番18号 宮崎県防災庁 舎内 ローソン宮崎 S 防災庁舎店	令和 4 年 1 月 20 日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第17項の規定により、美々津地区土地改良区（日向市）の清算人の就任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 1 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した清算人

氏 名	住 所
安 藤 政 廣	日向市東郷町山陰甲 849番地50

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第 1 項の規定により、牧之原 2 期地区県営土地改良事業（都城市、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 4 年 1 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 4 年 1 月 31 日から令和 4 年 3 月 2 日まで

3 縦覧場所

都城市役所農産園芸課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和 4 年 1 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

基本測量（時空間変位確定測量）

2 作業地域

宮崎県全域

3 作業期間

令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県児湯農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 4 年 1 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 作業の種類

公共測量（数値撮影、数値図化）

2 作業地域

児湯郡川南町大字川南

3 作業終了日

令和 3 年 6 月 30 日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 4 年 1 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

令和 3 年度国道 447号真幸工区（仮称）真幸トンネル工事（1 工区）

延長 L = 850m

幅員 W = 6.0 (8.5) m

トンネル本土工 延長 L = 850m

坑門工 N = 1 基

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県小林土木事務所

小林市細野 367番地の 2

3 落札者を決定した日

令和 3 年 12 月 10 日

4 落札者の氏名及び住所

清水・大和開発・五幸特定建設工事共同企業体

福岡県福岡市中央区渡辺通 3 丁目 6 番 11 号

清水建設株式会社九州支店 執行役員支店長 坂尾 彰信

宮崎市高洲町 235番地 3

大和開発株式会社 代表取締役 境 一成

日向市大字日知屋 4726番地 10

株式会社五幸建設 代表取締役 河野 裕介

5 落札金額

4,299,028,400円（税抜）

6 一般競争入札の公告を行った日

令和 3 年 10 月 4 日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 4 年 1 月 31 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 落札に係る借入物品及び数量

令和 3 年度（後半）コンピュータ教室用端末等一式賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当

宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号

3 落札者を決定した日

令和 4 年 1 月 13 日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社南日本ネットワーク

宮崎市橋通東 3 丁目 6 番 29 号

5 落札金額

99,960,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

令和 3 年 11 月 11 日

--	--